■議第１号　平成 28 年度奈良県一般会計予算

議第１号、平成 28 年度奈良県一般会計予算に対する修正案及び議第 117 号「平成 27 年度奈良県一般会計補正予算（第４号）」の修正案の提案理由を申し上げます。

平成 28 年度の奈良県一般会計予算の提案額は、歳入歳出ともに 4,951 億 1,700 万円であります。2 月補正予算を合わせれば 5,042 億 5400 万円の大型予算となっています。

本予算を検証すれば、第一に申し上げなければならないのは、なぜここまでの予算が、現代において必要か？であります。

義務的経費は 0.2%増、投資的経費は 1.2％増、一般施策経費は 6.8％増、いずれも増加している予算であり、将来に備えて義務的経費を圧縮しようとする努力がまるで見えていないと言わざるを得ません。

予算委員会に於いて、「なら維新の会」の質疑で明らかになりましたが、県職員の退職金に対する引当金は、平成 26 年度末で 1,224 億円もの膨大な負債であることが判明しております。

平成 28 年度の職員退職手当の総額は約 160 億円を要し、22 億円という巨費を退職手当支払いのために県債発行が行われます。

本来であれば、職員が新たに入庁したときから、退職金の引当は毎年計画的に行なうものであり、子ども達、孫たちへの将来世代に先送りするものでは決してありません。

更に、他の地方公共団体に、お金を無金利で貸す行為まで行っており、他者に無金利で金を貸す余裕は奈良県にはなく、全く緊張感そのものも感じられない節度の無い行為であります。

では、修正内容について説明をいたします。

まず１点目、「県庁舎エレベーターホールの木質化、予算額１億 2460 万円」についてであります。

皆さんご存知のとおり、来庁者の多くの方の目に触れる県庁１ 階エントランスは既に木質化が実施されており、事務スペースである２階から上部に対して木質化を実施する緊急度はない！と同時に、法理解釈が不適正と言わざるを得ません。

計上されています款第１ 総務費、項第１ 総務管理費で、県庁舎エレベーターホール等木質化事業費において、予算委員会で提出された資料では、「木質化を推進する法律」により、事業を進める旨を記載された資料が提出されました。

この資料によれば「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の法理解釈による予算であることが明確になりましたが、同法の、新設、改築、改装、内装による木材使用を促す指針は、コスト重視が明確に規定され、現在でも問題なく使用できているものまでに対し、更に多額の公金を支出し、無秩序に木材の使用を促す法律の意味ではなく、必要に迫られた場合に限り、優先して木材を使用する法理解釈であることが当然であります。

地方財政が逼迫している中で、法律が無秩序な予算の執行を推進することはあり得ません。

よって、当予算には反対する道しか残されておりません。

次に、県庁舎厨房等整備事業費が計上されている６階の職員食堂についての契約の内容は、予算委員会においての質疑で、法理解釈に適合していないと指摘いたしました。

理事者側の説明では、地方自治法第２３８条の４に根拠を持ち、空きスペースを貸し出すものであります。

法律の趣旨は、「使用しないスペースがあった場合には貸し出すことができる。」と規定されており、多額の税金を投入し、借主に公金による多額の利益を与える趣旨ではありません。

貸出スペースの改修費用は、調理器具の新調も含め約 1 億円以上もの多額の支出であることが理事者から説明がありました。

これも驚くべき事であり、同契約書によると、貸出に対する奈良県の収入は 1 年間で 300 万円弱であります。

さらに 10 年もの長期契約が予定されており、10 年間の奈良県の収入は 3000 万円弱であり、当初から 7000 万円もの多大な赤字も発生することも明らかになりました。

国税庁の耐用年数の適用等に関する取扱通達によりますと、レストラン等の厨房用の機械装置については、「飲食店業用設備」に該当し、耐用年数は 8 年であります。

更に、国土交通省の Q&A では、地方自治法第２３８条の４の根拠による、空きスペースを貸し出す場合は、収入と投資額を比較し、投資額が上回る場合は、貸出をしない処分とするとされ、今回の奈良県の提案は、法の根拠を持たない不適正な提案であります。

現状のままでは、一部の者に対し多額の利益を与える行為であることにもなり兼ねず、法的に問題があることが分かった以上、賛成はできません。

従って、県庁舎エレベーターホール木質化事業費、県庁舎厨房等整備事業費の、それぞれに計上されている単独費相当額の約 1 億 1 千万円を、直接県民に還元できる事業である「奈良の木づかい推進事業費」と高等学校費の「図書、教材教具整備費」、「工業高校等備品整備事業費」に配当換えを行い、法人税の超過課税分 3 億 1 千万円については、歳入歳出ともに減額を提案するものであります。

その他の予算に関しては、予算委員会の審議により、改善いただくことと信じ、変更を求めないものであります。

次に、議第 117 号「平成 27 年度奈良県一般会計補正予算（第 4 号）」について修正の提案理由を申し上げます。

この補正予算に対しましては、議第 118 号「奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例」、議第 119 号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を反映するものであります。

特に県議会議員の期末手当の引上げについては認めることが出来ないものであります。

奈良県内で働く皆さんの現金給与総額が、全国最大の下落率、また奈良県だけが大きなマイナス成長であることを理由に、昨年の 9 月定例議会で身を切る改革を行い、議員報酬の 10% 削減を行なったところであります。

それにも拘らず、舌の根の乾かぬうちに、全国一律の人事院勧告に従って、県議会議員の期末手当を昨年の 4 月に遡って引き上げる行為は、余りにも節度のない行為であり、議員報

酬 10%削減が、『本気で改革を行う議員の政治姿勢を示した行為ではなく、ただのパフォーマンスの政治活動であったのか？』と県民から疑いをもたれても、反論できない行為であります。

昨年の 9 月議会に全会一致で可決した報酬引き下げの提案理由の全ての内容こそが、我々奈良県議会議員全員の政治行動を示めすものであり、嘘偽りは一切ないものだと信じております。

よって、県内の経済の実態を鑑み、県議会議員の期末手当の引上げと公務員給与の改正に反対するものであります。

議員諸氏におかれましては、改革を進めるためには何が必要か？今やるべきことは何か？をご理解いただきご賛同いただきますようお願い申し上げます。

＜反対討論一括＞

■議第 26 号「奈良県税条例の一部を改正する条例」に対する反対討論
■議第 118 号「奈良県議会議員の議員報酬、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例」に対する反対の討論
■議第 119 号「一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に対する反対討論

以上３議案について、一括して「なら維新の会」の意見を申し上げます。

まず、議第 26 号について反対の立場で討論を行ないます。

本議案は、資本金 1 億円以上及び 1,000 万円以上の法人県民税を賦課される法人に対し、更に 5 年間延長して標準化税率に対し、プラス 0.8%を上乗せして超過課税を適用しようとするものが含まれています。

総務警察委員会では、超過課税の質疑に対し、「行政の判断で必要であれば、超過の税を徴収する事ができる。」と説明されました。

超過課税を行なうのであれば、その前に徹底した歳出削減を行い、自ら身を切る改革を行い、それでもどうしても県民のために必要な場合には、超過課税をお願いする・・・・・というのが本来の考え方でないでしょうか？

当条例改正は、地方税法に基づく「必要な場合に超過課税を行うことができる。」という法律の趣旨を「自ら努力せず、資金が欲しいならば自由に超過課税ができる。」との法理解釈になり、課税対象者はもちろん、県民の誰もが納得できるものでなく、租税理論から行政と県民との大きな争点になること間違いなしと、言わざるを得ないでしょう。

よって、自ら身を切ること無く増税を受入れることはできず、議第 26 号「奈良県税条例の一部を改正する条例」については、反対するものであります。

昨年９月定例会において、全会一致にて奈良県議会議員の報酬の 1 割引き下げが決しました。

その理由は、奈良県の経済が近畿県でも最低の水準にあり、奈良県民の現金給与総額の下落率が 10 年全国最大であることを鑑み、県議会議員の政治姿勢として「身を切る改革」を進めることにありました。

しかし、未だ奈良県の経済回復や歳出削減による取り組みも進まない中で、舌の根も乾かないときに、県議会議員の報酬を引き上げることは、県民を裏切る行為であります。

よって、昨年９月の議員報酬引き下げに対する提案理由のとおり、政治姿勢を変えない、ブレない意味でも、賛成することなど出来ません。

よって、議第 118 号「奈良県議会議員の議員報酬、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例」に反対をいたします。

最後に、議第 119 号　に対し、反対の意見を申し上げます。

本条例の改正案は、即ち人事委員会の行った勧告をそのまま受け入れたものであります。我々、「なら維新の会」の調査でも明らかな様に、奈良県の民間企業の従業員数の上位 2.4%の企業から、常識を逸脱した偏った数値をもとに、給与比較を行なった奈良県人事委員会の不適切な勧告を、平気で受け入れて給与引き上げの提案を行っています。
余りにも現実とかけ離れており、県民に説明できるものではありません。

まだまだ、行財政改革を継続しなくてはならず、将来世代のことを考えれば、今、一般職の給与を引き上げることなど許されるはずがなく、節度を持った行政に回帰する必要があります。

よって、議第 119 号「一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に反対するものであります。